

公共事業再評価調書（再々評価）

所管課：道路街路課

1 事業概要 (整備目的)	事業名：一般県道具志川環状線道路改築事業		前再評価年度：平成22年度		
	事業種別：一般県道改築事業	事業主体：沖縄県		(H8～H26)	
	事業箇所：うるま市～沖縄市	根拠法令：道路法		事業期間：H8～H28	
	総事業費(百万円)： (13,252) 13,479	費用内訳：補助 9/10		(L=5.35km・W=23・20・18m) 事業量：L=5.35km・W=23・20・18m	
1-2 前再評価以降の計画変更	総事業費については、軟弱地盤対策追加のため、工事費が増となっている。事業期間の延伸については、土地収用法に基づく事業認定申請の手続きに時間を要したためである。				
2 再評価該当項目	■ <input checked="" type="checkbox"/> ① 再評価後一定期間（5年）を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業の中止 <input type="checkbox"/> ③ その他（ ）				
3 再評価に至った主な要因 (具体的理由)	■ <input type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧ 当初計画が長期間 <input type="checkbox"/> ⑨ その他（ ） 4号橋部分の用地取得に時間を要したため、4号橋の工事着手が遅れている。				
4 事業の進捗状況 (H27.3月時点)	項目	事業費(百万円)	整備済み(km)	用地取得(千㎡)	
	計画	13,479	5.35	111.8	
	実施済	13,185	5.13	110.9	
	率	98%	96%	99%	
4-2 前再評価以降の主な進捗	用地取得が残り2筆となっており、うち1筆は土地収用法に基づく裁判申請の手続きを行っている。平成25年3月に川崎地内の約1kmを供用開始し、事業区間内の供用開始延長が約3.2kmとなっている。				
5 事業効果の評価指標 (検討年 50年) (基準年 H27) (単位:百万円)	① 走行時間短縮 58,755 ② 走行経費低減 9,614 ③ 交通事故減少 3,250 総便益 71,619 基準年換算(B) 30,145	① 事業費 13,479 ② 維持管理費 750 総費用 14,229 基準年換算(C) 19,228	費用便益比 (B/C) = 30,145 / 19,228 = 1.57		
6 事業を巡る状況の変化 (前再評価以降) (前再評価以降)	① 社会・経済：具志川環状線の一部を含む、中部広域都市計画事業の美里・美里第二・江洲区画整理事業が概ね整備を完了した。当該路線沿いにおいて、平成27年5月下旬に沖縄クラウドセンターが開業した。また、衛生環境研究所、JA沖縄葬祭場、民間アパート等の建設が進んでいる。 ② 地元・自治体：平成22年6月に、うるま市より整備促進の要請書が出された。平成26年9月の土地収用法第15条の14の規定に基づく事業説明会において、うるま市議会議員及び川崎区長より、早期供用開始の要望があった。 ③ 利害関係者：未買収2筆のうち、1筆は権利者間での争いにより用地取得が困難なことから、土地収用法に基づく裁判申請手続きを行っている。(施工承諾書により施工済み)もう1筆は事業に理解していることから、任意交渉を進め、平成27年12月に取得予定である。				
7 事業の必要性・効率性	① 事業の必要性・緊急性・有効性など： 本路線は、県道36号線、県道8号線、沖縄石川線、伊計平良川線、沖縄環状線と連結することにより、本島南部地区、北部地区、勝連半島及び中城湾港新港地区等の各方向との連携が強化され、中部圏域の交通渋滞の緩和や地域活性化のために早期に整備する必要がある。 ② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減)： 計画区間5.35kmのうち、220mを除く5.13kmの区間が整備済みであり、用地取得も99%に達していることから、現計画で事業を推進することが効率的である。 ③ 事業効果の発現状況： 現在、3.2kmの供用区間においては、安全で円滑な交通が確保されている。				
8 今後の対応・見通し	① 事業計画等：用地取得を速やかに完了させ、予定の事業期間での完了を目指す。 ② 対住民関係：引き続き用地交渉を重ね速やかな用地取得を目指す。 ③ 執行体制等：現在の体制で取り組む。				
9 対応方針	■ <input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止				
10 その他 (前再評価での主な意見等)	・ 事業効果を早く発現するために、適宜、土地収用法に基づく手続きに移るよう判断して、早めに事業を進めていただきたい。				

* 1事業概要の上段()は前再評価時点の計画